

令和 7 年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率報告書

令和 8 年 9 月
安 芸 高 田 市

目 次

1 令和7年度決算に基づく健全化判断比率報告書	1
(1) 総括表	1
(2) 実質赤字比率	2
(3) 連結実質赤字比率	3
(4) 実質公債費比率	4
(5) 将来負担比率	5
2 令和7年度決算に基づく資金不足比率報告書	6
(1) 総括表	6
(2) 法適用企業	7

1 令和7年度決算に基づく健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を次のとおり報告する。

(1) 総括表

(単位：％)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
令和7年度決算 健全化判断比率	—	—	9.1	52.4
(早期健全化基準)	(13.00)	(18.00)	(25.0)	(350.0)
(財政再生基準)	(20.00)	(30.00)	(35.0)	—

注 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

<参 考> 比率の概要

区 分	概 要
実質赤字比率 (一般会計等の実質赤字の比率)	市税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
連結実質赤字比率 (全ての会計の実質赤字の比率)	市のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、市全体としての歳出に対する歳入の資金不足額を、市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
実質公債費比率 (公債費等の比重を示す比率)	市の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を市の標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年間の平均値である。 なお、本比率は平成19年度決算から地方財政健全化法に基づく財政健全化指標のひとつに位置づけられ、従前の比率の算出方法の一部が改正された。
将来負担比率 (地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率)	市の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、市の標準財政規模を基本とした額で除したものである。

(2) 実質赤字比率

ア 一般会計等の実質収支額

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C (A-B)	翌年度へ 繰り越す べき財源 D	実 質 収支額 E (C-D)
一般会計	20,543,462	19,872,474	670,988	93,420	577,568
コミュニティ・プラ ント整備事業特 別会計	4,393	4,367	26		26
合 計	20,547,855	19,876,841	671,014	93,420	577,594

(単位：千円)

イ 標準財政規模	12,491,566
うち、臨時財政対策債発行可能額	0

(単位：%)

ウ 実質赤字比率	—	※実質収支比率 4.62%
----------	---	------------------

注 実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

アのE欄の合計（※マイナスの場合のみ）

$$\text{実質赤字比率 ウ} = \frac{\text{アのE欄の合計}}{\text{イ}}$$

(3) 連結実質赤字比率

(単位：千円)

区 分			金 額	備 考
ア	一般会計等の実質収支額の合計		577,594	(2) アのE欄の合計
イ	ア以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計 (①+②+③)		237,469	資金不足額がある場合はマイナス(△)計上
	公営事業会計	① 国民健康保険特別会計	54,218	
		② 介護保険特別会計	168,753	
		③ 後期高齢者医療特別会計	14,498	
ウ	公営企業会計の資金不足額又は資金剰余額 (④+⑤+⑥+⑦)		385,256	
	法適用企業	④ 下水道事業(公共下水道事業)会計	89,950	
		⑤ 下水道事業(特定環境保全公共下水道事業)会計	145,821	
		⑥ 下水道事業(農業集落排水事業)会計	76,264	
		⑦ 下水道事業(浄化槽整備事業)会計	73,221	
エ	標準財政規模		12,491,566	臨時財政対策債発行可能額を含む

(単位：%)

オ	連結実質赤字比率	—	※連結実質収支比率 9.60%
---	----------	---	--------------------

注 連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

[ア+イ+ウ] (※マイナスの場合のみ)

$$\text{連結実質赤字比率 オ} = \frac{\text{[ア+イ+ウ]}}{\text{エ}}$$

(4) 実質公債費比率

(単位：千円)

区 分		金 額	備 考
ア 公債費等充当一般財源額等の合計		3,143,858	
アの 内 訳	普通会計地方債の元利償還金 (公債費充当一般財源額)	2,558,950	※繰上償還及び満期一括償還 元金を除き、特別会計に係る過 疎債元利償還金を含む
	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償 還金に相当するもの(年度割相当額)		
	公営企業に要する経費の財源とする地方債 の償還の財源に充てたと認められる繰入金	395,040	下水道事業への地方債償還繰 出金
	一部事務組合等の起こした地方債 に充てたと認められる補助金又は 負担金	188,756	広島県水道広域連合企業団へ の地方債償還負担金
	公債費に準ずる債務負担行為に係 るもの	15	利子補給等
		1,097	基金の繰替運用分の利子を除 く
イ 特定財源の額		76,746	公営住宅使用料、森林活性化資 金利子補給補助金
ウ 基準財政需要額に算入された公債 費及び準公債費		2,219,682	基準財政需要額 災害復旧費等 事業費補正 密度補正
エ 標準財政規模		12,491,566	臨時財政対策債発行可能額を 含む

(単位：%)

オ 実質公債費比率(単年度)	8.3	R6 9.3% R5 9.7%
カ 実質公債費比率(3か年平均)	9.1	

【算定方法】

$$\text{実質公債費比率(単年度)} \quad \text{オ} = \frac{\text{ア－イ－ウ}}{\text{エ－ウ}}$$

$\frac{3,143,858 - 76,746 - 2,219,682}{12,491,566 - 2,219,682} = \frac{847,430}{10,271,884} = 8.3\% \text{ (単年度)}$	
--	--

(5) 将来負担比率

(単位：千円)

区 分			金 額	備 考
将来負担額	ア	普通会計に係る地方債の現在高	17,729,465	一般会計、コミプラ
	イ	債務負担行為に基づく支出予定額		
	ウ	普通会計以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計からの繰入れ見込額	3,829,224	下水道事業
	エ	一部事務組合が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	1,747,581	水道事業（広島県水道広域連合企業団）
	オ	退職手当支給予定額に係る負担見込額	2,928,161	職員が一斉退職した場合の退職手当負担予定額
	カ	設立法人の負債の額等に係る負担見込額		
	キ	連結実質赤字額		
	ク	組合等の連結実質赤字額に係る負担見込額		
充当可能財源等	ケ	地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	3,676,064	財政調整基金、減債基金、地域福祉基金、ふるさと応援基金等
	コ	地方債の償還等に充当可能な特定の収入	3,217	公営住宅使用料
	サ	地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	17,170,998	地方債の元金償還として交付税措置される額の見込額
シ		標準財政規模	12,491,566	臨時財政対策債発行可能額を含む
ス		基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	2,219,682	令和7年度算入額

(単位：%)

セ 将来負担比率	52.4	
----------	------	--

【算定方法】

$$\text{将来負担比率 セ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ} + \text{カ} + \text{キ} + \text{ク}] - [\text{ケ} + \text{コ} + \text{サ}]}{\text{シ} - \text{ス}}$$

将来負担額	26,234,431	－	充当可能財源等	20,850,279	=	5,384,152	=	52.4%
標準財政規模	12,491,566	－	基準財政需要額に算入された公債費等	2,219,682		10,271,884		

2 令和7年度決算に基づく資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を次のとおり報告する。

(1) 総括表

(単位：％)

区 分	法適用企業			
	下水道事業 (公共下水道 事業)会計	下水道事業 (特定環境保全 公共下水道事業) 会計	下水道事業 (農業集落排水 事業)会計	下水道事業 (浄化槽整備 事業)会計
令和7年度決算 資金不足比率	—	—	—	—
(経営健全化基準)	(20.0) ※公営企業ごと			

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

<参 考> 比率の概要

区 分	概 要
資金不足比率 (公営企業ごとの資金不足額の比率)	一般会計等の実質収支にあたる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものである。

(2) 法適用企業

① 資金不足額

(単位：千円)

会 計 名	流動負債 A	算入地方債 B	流動資産 C	資金不足額 又は資金剰余額 D (A+B-C)
下水道事業（公共下水道事業）会計	30,813		120,763	△89,950
下水道事業（特定環境保全公共下水道事業）会計	37,817		183,638	△145,821
下水道事業（農業集落排水事業）会計	77,272		153,536	△76,264
下水道事業（浄化槽整備事業）会計	34,046		107,267	△73,221

注1 流動負債は、控除企業債等の控除額を除く。

注2 算入地方債は、建設事業以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高。

注3 流動資産は、控除財源等の控除額を除く。

注4 D欄が△の場合、資金剰余額となる。

② 事業の規模

(単位：千円)

会 計 名	営業収益の額 E	受託工事 収入の額 F	事業の規模 G (E-F)	備 考
下水道事業（公共下水道事業）会計	72,744		72,744	
下水道事業（特定環境保全公共下水道事業）会計	104,835		104,835	
下水道事業（農業集落排水事業）会計	71,741		71,741	
下水道事業（浄化槽整備事業）会計	145,316		145,316	

③ 資金不足比率

(単位：％)

下水道事業（公共下水道事業） 会計	—	※資金剰余比率 123.7％
下水道事業（特定環境保全公共 下水道事業）会計	—	※資金剰余比率 139.1％
下水道事業（農業集落排水事業） 会計	—	※資金剰余比率 106.3％
下水道事業（浄化槽整備事業） 会計	—	※資金剰余比率 50.4％

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

D（※マイナスは，資金剰余額となる。）

$$\text{資金不足比率 ③} = \frac{\text{D}}{\text{G}}$$